

森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する意見書

地域の林業は、戦後植林した人工林が成長し、利用可能な段階に入っているが、路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低い状況にある。また、木材価格が長期低迷する中で、林業の採算性は悪化し、森林所有者の経営意欲も極度に低下するなど、適切な森林の育成・整備等が停滞する現状にある。

こうした状況下において、森林整備の推進、木材需要の拡大などを図っていくためには、森林所有者の経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが必要である。このような中、政府は「森林・林業再生プラン」を策定し、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとしている。

よって、政府に対して、地球温暖化防止森林吸収源対策を着実に推進することはもとより、「森林・林業再生プラン」の確実な推進等により森林・林業を再生させるため、下記の事項の実現に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するための安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図るため、森林所有者に対して、森林の適切な経営を義務付けるとともに、間伐等の森林整備を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を創設するなど、新たな政策を推進すること。
- 2 森林の整備や木材生産の効率化に必要な路網の整備を行うため、低コストで耐久性のある路網作設技術の早期確立、普及を行うこと。
- 3 森林・林業に係る人材を育成するため、「日本型フォレスター」制度の創設、森林施業プランナーの育成の加速化、緑の雇用担い手対策の抜本的見直しなど、森林・林業の担い手対策の拡充を図ること。
- 4 低炭素社会を実現するとともに、林業が産業として再生できるよう、公共建築物などへの木材利用の推進や木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策を早急に進め、地域林業・木材産業の振興を図ること。
- 5 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度を創設すること。
- 6 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国有林野事業の組織・事業のすべてを一般会計に移行する中で、これまで以上に民有林との連携を図り、地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化に寄与する体制とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年6月29日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
農林水産大臣		
林野庁長官		